

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月26日

群馬県知事 山本 一太 様



提出者 〒379-0195
住 所 群馬県安中市磯部2丁目13番1号
氏 名 信越化学工業株式会社 群馬事業所
事業所長 佐藤 行徳

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 027-385-2120

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	信越化学工業株式会社 群馬事業所 <u>横野平分工場</u>
事業場の所在地	群馬県安中市中野谷402-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
②事業の規模	7,941百万円
③従業員数	50人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	製造工程 → 燃えやすい廃油 ↗ 自社処理 (焼却：熱回収) ↘ 委託処理 (中間：焼却)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	排出量	455 t	
	(これまでに実施した取組) 発生の抑制、削減に向けたプロセスの改善。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	排出量	432 t	
	(今後実施する予定の取組) リサイクルを考慮したプロセス改善を進める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油の分別による再資源化を図る。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 更なる廃油分別で再資源化を推進する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	138 t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	90 t	— t
(これまでに実施した取組) 再生及び分別による再資源化を図る。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	131 t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	85 t	— t
(今後実施する予定の取組) 発生抑制及び再生・分別による再資源化の推進を図る。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	全処理委託量	317 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	317 t	
	再生利用業者への処理委託量	— t	
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	
(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者及び再生利用業者への委託を行っている。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	全処理委託量	301 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	301 t	
	再生利用業者への処理委託量	— t	
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	
	<p>(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者、再生利用業者に委託をする。また、委託先処理業者の定期的な現場確認を行う。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	455t	
	<p>(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト運用済。</p>		
※事務処理欄			

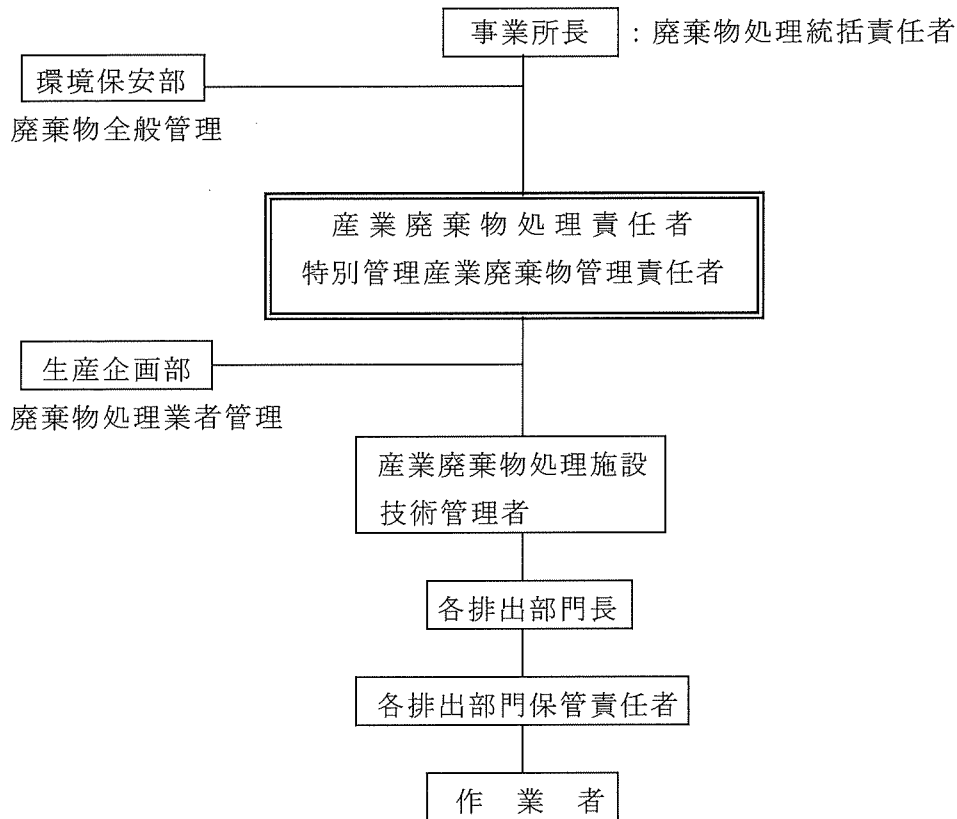
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 群馬事業所廃棄物管理責任者及び管理組織図



(2) 管理者等の役割

管 理 者		役 割
廃棄物処理統括責任者		・ 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項の決定
産業廃棄物処理責任者		・ 廃棄物処理に関する検討会の開催（生産技術会議、管理委員会） ・ 産業廃棄物の処理（自社処理、業者処理）保管に関する事項及び、その他廃棄物関係法令で定める事項の管理・総括
特別管理産業廃棄物管理責任者		・ 特別管理産業廃棄物の処理（自社処理、業者処理）保管に関する事項及び、その他関係法令で定める事項の管理・総括
産業廃棄物処理施設技術管理者		・ 自社処理廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的事項及び廃棄物処理施設の維持管理に従事する従業員の教育・指導・監督・その他関係法令で定める事項の実施
廃棄物管理部門	シジョン第一製造部	・ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理 ・ 場内廃棄物処理
	環境保安部	・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の管理 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 社員・関連会社に対する教育・啓蒙 ・ 廃棄物処理業者の監査
	生産企画部	・ 処理業者、再生業者の調査、選定及び管理に関する業務総括 ・ 委託処理契約の締結 ・ 廃棄物処理業者の監査